# 株式会社AVANTIA 定款

# 定款

# 第1章 総則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社AVANTIAと称し、英文では、AVANTIA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 土木建築工事の設計、施工及び請負
- 2. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 3. 損害保険代理業及び生命保険代理業
- 4. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2) 監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを 得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合 の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

# 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、25,000,000 株とする。

#### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

# (単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権 利以外の権利を行使することができない。
  - ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の 割当を受ける権利

# (自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議に よって自己の株式を取得することができる。

# (株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって 定める。
  - ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

#### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令また は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

# 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

# (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

# (決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

# (議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - ②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

# (議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令 に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

# (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、 計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

# 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

#### (選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
  - ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、 取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることがで きる。

# (取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役 に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。
  - ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - ②当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

# (取締役の責任免除)

- 第 28 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条 第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役 会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免 除することができる。
  - ②当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

# 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

### (選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする

### (任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、

当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができな いものとする。

# (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

# (監査役会の招集通知)

- 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を 開催することができる。

# (監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の 過半数をもって行う。

# (監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### (報酬等)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

- 第37条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条 第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役 会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免 除することができる。
  - ②当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の 責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額 を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

# 第6章 会計監査人

# (選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

# (任期)

- 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該 定時株主総会において再任されたものとする。

# 第7章 計算

# (事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年 とする。

# (剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項 については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議 によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

# (剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。
  - ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

# (中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として 中間配当をすることができる。

#### (配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過して もなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。